

包装リースだより 26

株式会社日本包装リースは、日本包装機械工業会の会員が出資して設立した包装機械・関連機械の専門リース会社です

お問合せ先：営業企画室 電話03-6222-2261 <http://www.jpml.jp/>

弊社ホームページへのお問合せについて

昨年4月、弊社ホームページを『包装専門力』をテーマとして一部リニューアルしました。トップページに、新たに『機械をお探しの方』向けのボタンを用意し、お客様からのご相談に応じます。

次に、これまでにお問合わせいただいた内容の一部を紹介させていただきます。

なお、弊社はお客様から包装機械等の導入に関するご相談があった場合は、機械仕様を伺ったうえ、複数のメーカー様をご紹介することに留意して対応しております。

【事例①】化粧品メーカー様の場合

液体化粧品品の充てん包装機の紹介依頼。

実際は試供品を充てん包装することが目的で短期間の使用ニーズのため、ご紹介したメーカー様の成約にはなりませんでしたが、これを機会に別の設備投資のご相談を承っております。

【事例②】ラベル印刷加工業者様の場合

オートスプライサーをお探して、ラベル種類、厚さ、幅、搬送速度等の仕様をご指定いただき、弊社にて該当メーカー様をご紹介させていただきました。

平成25年度税制改正に

ついて（投資促進税制）

25年度税制改正で「生産等設備投資促進税制」が創設されます。

現在適用されている投資促進税制は、「中小企業投資促進税制」「環境関連投資促進税制」で、取得価額の7%の税額控除か30%の特別償却が選択できますが、税額控除は中小企業に限定されていきました。

今回創設される同制度は、平成25年4月1日から27年3月31日までに取得する生産等設備のうち、取得価額が①当期の償却費を上回る②前期の国内生産設備投資額の110%を上回ることが適用要件となっており、該当する生産等設備については、取得価額の3%の税額控除（法人税額の20%まで）か30%の特別償却が選択できます。同制度では、税額控除の適用に資本金などの基準がないため、大企業でも対象になります。

リースを利用する場合は、税額控除が対象になりますので、積極的に

ご活用願います。なお、商業等の活性化を目的とした「中小企業等の経営改善設備投資促進税制」も同時に創設される予定です。